

議案第 8 号

階上町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

階上町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

階上町長 荒 谷 憲 輝

階上町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

階上町立学校施設の開放に関する条例(平成 27 年階上町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

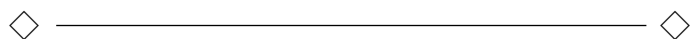
別表を次のように改める。

別表(第 11 条関係)

区分	1 時間当たり		摘要
	小学校 施設	中学校 施設	
屋内運動場	200 円	250 円	1 使用可能な施設、曜日、時間は、学校によって異なる。 2 左記使用料には、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する消費税及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税が加算される。
屋外運動場	31 円	62 円	
教室	52 円	104 円	

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。



提案理由

屋外運動場の使用期間を通年とするほか、所要の改正を行うため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(議決事件)

第96条第1項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。